

第78期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月26日（水曜日）

午前10時 開場 午前9時

開催場所

埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
株式会社タムロン本社 新館5階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

証券コード 7740

株式会社タムロン

株主の皆さまへ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第78期定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、経済価値だけでなく、社会価値・非財務価値も高め、企業価値の最大化を図り株主の皆様のご期待に応え、当社の持続的な成長とサステナブルな社会の実現を目指しております。

2024年より新中期経営計画「Value Creation26」を掲げ、新たにスタートをしましたが、2026年の経営数値目標の全てについて初年度で達成することができました。現在はこの大きな成果を踏まえ、「Value Creation26 ver2.0」として進化させ、目標を上方修正し、更なる飛躍を目指しています。

当社の誇る技術をベースに、10年先、その先の30年先の100年企業に向けて、ステークホルダーの皆様との信頼関係を築きながら、企業価値の最大化に取り組んでまいります。

今後も、当社のありたい姿である「社会に尊敬され、真に必要なとされる会社」に向けて、グループ一丸となって持続的成長を図ってまいりますので、株主の皆様におかれましては、これからも引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

2025年3月

経営理念

光を究め、感動と安心を創造し、心豊かな社会の実現に貢献します。

経営ビジョン

光とともに未来へ

喜びと感動にあふれ、安心して暮らせる

「心豊かな社会」を目指して、

私たちは光学の技術を追究します。

その可能性を拡げ、未来の社会課題に立ち向かい、

新たな価値を世界中に提供していきます。

私たちの姿勢

誠実

何事にも真摯に、現場・現物・現実に向き合い、
公平・公正に取り組みます。

挑戦

常識に捉われず、広い視野を持ち、
無限の可能性に挑みます。

創造

社会課題に対し、チームの力で立ち向かい、
新たな価値を創造します。



代表取締役社長

桜庭省吾

証券コード 7740
2025年3月4日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地

株式会社 **タムロン**

代表取締役社長 桜 庭 省 吾

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.tamron.com/jp/ir/event/event_03.html



（上記ウェブサイトアクセスいただき、第78期定時株主総会（2025年3月26日開催）の関連資料をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タムロン」又は「コード」に当社証券コード「7740」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

5頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

敬 具

記

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 日 時 | 2025年3月26日（水曜日）午前10時（開場：午前9時） |
| 2. 場 所 | 埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
株式会社タムロン本社 新館5階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第78期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日から3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

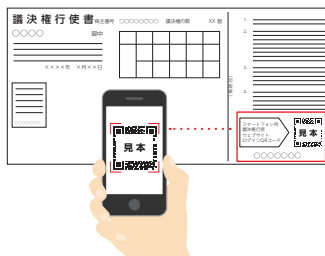
◎株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、前記のインターネット上、当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

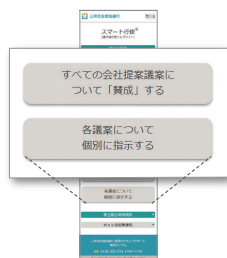
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

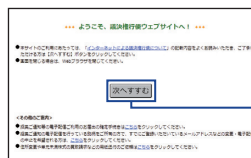
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

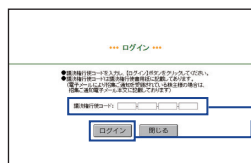
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

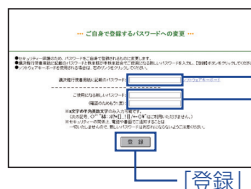
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的視野での経営体質強化及び新事業展開等を図るための研究開発や設備投資等を勘案するとともに、業績に応じた利益配分に努め、配当性向40%程度の継続的な配当を行ってまいります。

なお、株主の皆様への安定した利益配分の継続を重視し、1株当たり年間配当金の下限を50円としております。

また、配当に加えて一層の株主還元の充実を図るため、総還元性向60%程度を目安に機動的な自己株式取得を行ってまいります。

このような方針に基づき、当期末の1株当たり配当金を、105円といたしたいと存じます。

配当性向（連結）は39.8%となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金105円

総額は4,383,632,820円

（注）当社は、2024年7月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。2024年6月30日を基準日としてお支払いしました中間配当金（1株につき70円）は、当該株式分割実施後の1株当たり配当金に換算すると35円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株当たり140円となります。1株当たりの年間増配相当額は、55円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員が任期満了となります。つきましては、1名減員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性
1	さくらばしょうご 桜庭省吾	男性	代表取締役社長 管理本部及びコンプライアンス担当	再任
2	おかやすともひで 岡安朋英	男性	常務取締役 映像事業本部、調達統括本部、経営戦略本部及びCSR担当	再任
3	ちょうしょうかい 張勝海	男性	常務取締役 生産部門（青森工場、中国工場、ベトナム工場）、モールドテクノセンター及びリスクマネジメント担当	再任
4	おおたにまこと 大谷真人	男性	常務取締役 コンポーネント機器事業本部、特機事業本部、品質管理本部、光学開発センター、R&D技術センター及び情報マネジメント担当	再任
5	かたぎりはるみ 片桐春美	女性	社外取締役	再任 社外 独立
6	いしいえりこ 石井絵梨子	女性	社外取締役	再任 社外 独立
7	しらかわやすひろ 白川靖浩	男性	—	新任 社外 独立

候補者番号 **1**

さくらば しょうご
桜庭 省吾

生年月日
1958年4月1日

再任



所有する当社の株式数
19,300株
取締役在任年数
11年※本総会最終時

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	当社入社	2014年3月	当社取締役
2005年1月	当社執行役員光学開発本部長	2016年3月	当社取締役副社長
2008年1月	当社上席執行役員 光学開発本部長	2023年8月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

桜庭省吾氏は、2023年に当社代表取締役社長に就任して以来、それまでの経験と知見を活かし、経営の中枢においてリーダーシップを発揮しつつ、取締役会議長として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っております。

今後も当社グループの持続的な企業価値向上実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

おか やす とも ひで
岡安 朋英

生年月日
1975年1月30日

再任



所有する当社の株式数
4,500株
取締役在任年数
7年※本総会最終時

略歴、当社における地位及び担当

2000年12月	当社入社	2017年4月	当社上席執行役員
2012年4月	当社執行役員開発管理本部長		TAMRON USA, INC. 副会長
2014年1月	当社執行役員映像事業本部長	2018年3月	当社取締役
2016年4月	当社上席執行役員	2023年3月	当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

岡安朋英氏は、2018年に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ、当社の経営を担うと共に映像事業本部、調達統括本部、経営戦略本部及びCSRを担当しております。

また、取締役会の構成員として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3**

ちょう しょうかい
張 勝海

生年月日
1960年1月7日

再任



略歴、当社における地位及び担当

1997年1月	当社入社	2016年3月	当社取締役
2010年4月	当社執行役員タムロン光学 仏山有限公司董事総経理	2020年3月	当社常務取締役（現任）
2014年4月	当社上席執行役員タムロン光学 仏山有限公司董事総経理		

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

張勝海氏は、2016年に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ、当社の経営を担うと共に生産部門（青森工場、中国工場、ベトナム工場）、モールドテクノセンター及びリスクマネジメントを担当しております。

また、取締役会の構成員として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
13,300株
取締役在任年数
9年※本総会最終時

候補者番号 **4**

おおたに まこと
大谷 真人

生年月日
1962年1月17日

再任



略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	当社入社	2016年4月	当社上席執行役員 特機事業本部長
2012年4月	当社執行役員 コンポーネント機器事業本部長	2018年3月	当社取締役
2015年3月	当社執行役員特機事業本部長	2023年3月	当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

大谷真人氏は、2018年に当社取締役に就任し、それまでの経験と知見を活かしつつ、当社の経営を担うと共にコンポーネント機器事業本部、特機事業本部、品質管理本部、光学開発センター、R&D技術センター及び情報マネジメントを担当しております。

また、取締役会の構成員として重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
4,900株
取締役在任年数
7年※本総会最終時

候補者番号 **5**

かた ぎり はる み
片桐 春美

生年月日
1968年12月29日

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
一株
取締役在任年数
7年※本総会終結時

略歴、当社における地位及び担当

1993年11月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所	2017年7月	片桐春美公認会計士事務所代表（現任）
1998年4月	日本公認会計士登録	2018年3月	当社社外取締役（現任）
2000年3月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2019年6月	森トラストリート投資法人監督役員（現任）
2009年7月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員	2019年6月	日本アジア投資(株)社外取締役（監査等委員）（現任）
		2024年6月	神奈川中央交通(株)社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士（片桐春美公認会計士事務所代表）
森トラストリート投資法人監督役員
日本アジア投資(株)社外取締役（監査等委員）
神奈川中央交通(株)社外取締役（監査等委員）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

片桐春美氏は、公認会計士としての専門的な知見を有しております。それらを当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に公認会計士事務所の経営や社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 **6**

いし い えり こ
石井 絵梨子 生年月日
1981年1月3日

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
1,200株
取締役在任年数
4年※本総会最終時

略歴、当社における地位及び担当

2004年10月	弁護士登録	2019年6月	(株)アルマード社外監査役（現任）
2004年10月	森・濱田松本法律事務所入所	2021年3月	当社社外取締役（現任）
2011年2月	ニューヨーク州弁護士登録	2021年3月	(株)Sun Asterisk社外取締役 （監査等委員）（現任）
2016年7月	新幸総合法律事務所パートナー （現任）	2022年10月	いちごホテルリート投資法人 執行役員（現任）
2018年12月	(株)スマートドライブ社外取締役 （監査等委員）（現任）	2023年6月	イーレックス(株)社外監査役 （現任）
2019年5月	カナディアン・ソーラー・イン フラ投資法人監督役員（現任）		

重要な兼職の状況

弁護士（新幸総合法律事務所パートナー）
(株)スマートドライブ社外取締役（監査等委員）
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員
(株)アルマード社外監査役
(株)Sun Asterisk社外取締役（監査等委員）
いちごホテルリート投資法人執行役員
イーレックス(株)社外監査役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

石井絵梨子氏は、M&Aや企業法務全般等に精通し、弁護士としての専門的な知見を有しております。それらを当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただくと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7**

しら かわ やす ひろ
白川 靖浩

生年月日
1963年6月1日

新任 社外 独立



所有する当社の株式数
一株
取締役在任年数
一年※本総会終結時

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	警察庁入庁	2017年8月	警察庁警備局外事情報部長
2010年1月	警察庁長官官房国際課長	2018年7月	警察庁生活安全局長
2013年4月	宮崎県警察本部長	2020年6月	JR西日本不動産開発(株)監査役 (現任)
2014年9月	警察庁長官官房総務課長	2022年7月	西日本旅客鉄道(株)特別顧問 (現任)
2015年8月	警察庁長官官房審議官 (国際・サイバーセキュリティ担当)	2022年7月	JR西日本不動産投資顧問(株)監査役 (現任)
2016年9月	警察庁長官官房審議官 (警備局・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当)		

重要な兼職の状況

なし

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

白川靖浩氏は、長年にわたり警察行政に携わり警察行政の法律全般に精通しており、また、他社において監査役を務めるなど、豊富な経験、高い見識を有しております。

特にリスク管理及びコンプライアンスについての専門的観点からの助言、取締役の職務執行に対する監督とそれによる当社のコーポレートガバナンスの強化等、経験と見識を当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただけると期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 片桐春美氏、石井絵梨子氏及び白川靖浩氏は、社外取締役候補者であります。
3. 片桐春美氏及び石井絵梨子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって片桐春美氏が7年、石井絵梨子氏が4年となります。
4. 当社は片桐春美氏及び石井絵梨子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、白川靖浩氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が保険期間中に株主、投資家、その他第三者から損害賠償を提起された場合において損害賠償金・訴訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 片桐春美氏及び石井絵梨子氏は、当社が定める独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、白川靖浩氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として指定する予定であります。

ご参考：取締役のスキルマトリックス

当社取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成されております。第2号議案が承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役についての専門知識やバックグラウンドは、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	グローバル	生産・開発	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスク マネジメント・ コンプライアンス	ESG・サステナビリティ
桜庭 省吾	代表取締役社長	○		○		○	○	○
岡安 朋英	取締役副社長	○	○	○	○		○	○
張 勝海	専務取締役	○	○	○			○	
大谷 真人	専務取締役	○		○	○			
片桐 春美	社外取締役					○		
石井絵梨子	社外取締役		○				○	
白川 靖浩	社外取締役		○				○	
山口 貴裕	取締役（常勤監査等委員）					○		
平山 隆志	社外取締役（常勤監査等委員）	○				○		
奈良 正哉	社外取締役（監査等委員）	○	○				○	
植田 高志	社外取締役（監査等委員）	○				○		

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済を概観しますと、中国など一部地域で停滞がみられましたが、総じて回復基調となりました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化等の地政学リスクなど不透明感が続く状況となりました。

米国経済は良好な所得環境が個人消費を下支えし、堅調に推移しました。欧州経済はインフレ率の低下により持ち直しの動きは見られましたが、低成長に留まり本格回復には至りませんでした。中国経済は不動産不況の長期化や内需に鈍化が見られ、個人消費も伸び悩み、景気の減速が継続しました。日本経済は、設備投資が堅調に推移し、良好な雇用・所得環境により、個人消費が回復基調となりました。

当社グループ関連市場では、レンズ交換式カメラ市場は前期比で数量ベース、金額ベースともに10%以上の増加となりました。内訳としては、一眼レフカメラは数量ベース、金額ベースともに約15%の減少となりましたが、ミラーレスカメラは、数量ベース、金額ベースともに15%以上の増加と、好調が継続しました。交換レンズは前期比で数量ベースで7%、金額ベースでは11%の増加となりました。

平均為替レートにつきましては、前期比で米ドルは約11円、ユーロは約12円の円安となりました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、すべての事業セグメントにおいて好調に推移し、また円安進行によるプラス影響もあったことから、売上高は884億75百万円（前期比23.9%増）となりました。

また利益面につきましては、大幅増収による売上総利益の増加に加え、販管費を増収率の半分程度となる前期比12%の増加に抑制したことにより、営業利益は192億1百万円（前期比41.1%増）、経常利益は193億4百万円（前期比38.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は145億26百万円（前期比34.4%増）と各利益において大幅増益となりました。

全てのセグメントで2桁以上の増収増益を達成し、また、2026年12月期を最終年度とし、2024年よりスタートしました新中期経営計画「Value Creation26」の売上高・営業利益・ROE等の経営数値目標の全てにおいて初年度で達成することができました。

事業別の業績は次のとおりであります。

写真関連事業

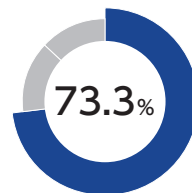
自社ブランド製品は、2023年に発売したソニーEマウント用2機種（A065、A068）、ニコンZマウント用2機種（A058、A057）、富士フィルムXマウント用1機種（B060）の計5機種が今期業績に大きく寄与しました。

2024年には、ソニーEマウント用で望遠ズームレンズ（A069）、高倍率ズームレンズ（A074）、中望遠マクロレンズ（F072）の3機種、ニコンZマウント用で大口径標準ズームレンズ（A063）、超望遠ズームレンズ（A067）、中望遠マクロレンズ（F072）を発売し、既存マウントでのラインナップ拡充を更に加速させました。また、12月には当社初となるキャノンRFマウント用として超広角ズームレンズ11-20mm F/2.8 R XD（B060）を発売し、対応マウントの拡充も図り、新製品投入本数を計7機種へと増加させました。このようにミラーレス用交換レンズのラインナップ強化効果等により、増収となりました。

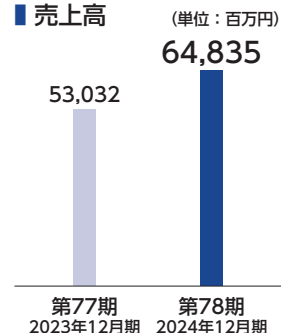
OEMにおいても、市場の堅調な推移に伴い、カメラメーカーへの交換レンズの供給が好調に推移し、前期比で1.4倍以上となる増収となりました。

このような結果、写真関連事業の売上高は648億35百万円（前期比22.3%増）、営業利益は181億11百万円（前期比29.3%増）となりました。

■ 売上高構成比



■ 売上高

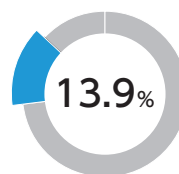


監視&FA関連事業

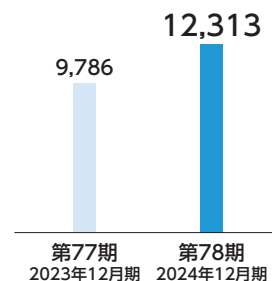
監視やFA／マシンビジョン用レンズは、FA分野では従来からの高精細、高解像ニーズの高まりを見据えたラインナップ拡充効果により好調を維持し、前期比で1.5倍以上となる大幅増収となりました。監視分野では、前年から継続していた半導体不足緩和等に伴うカメラメーカーの在庫適正化の影響が、第3四半期以降は一段落したこともあり増収に転換いたしました。カメラモジュールは2023年、2024年の新機種が売上に大きく貢献し、前期比で約3倍の大幅増収となりました。一方で、TV会議用レンズは市場の低迷により減収となりました。

このような結果、監視&FA関連事業の売上高は123億13百万円（前期比25.8%増）、営業利益は15億66百万円（前期比118.7%増）となりました。

■ 売上高構成比



■ 売上高 (単位：百万円)

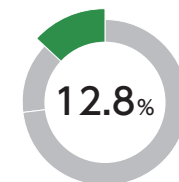


モビリティ&ヘルスケア、その他事業

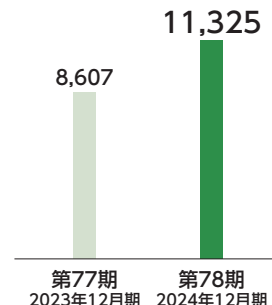
車載カメラ用レンズは、急速に進む先進運転支援システム（ADAS）の普及による旺盛な需要を背景にセンシング用途を中心に好調を維持し、1.3倍以上となる大幅増収となりました。また注力分野の医療用レンズも、当社の強みである極小径や薄膜技術で低侵襲を可能にする製品ラインナップの増加により、前期比で1.7倍以上となる大幅増収を果たしました。コンパクトデジタルカメラ用やビデオカメラ用レンズにおいても市場の回復もあり、増収を維持いたしました。

このような結果、モビリティ&ヘルスケア、その他事業の売上高は113億25百万円（前期比31.6%増）、営業利益は24億76百万円（前期比66.0%増）となりました。

■ 売上高構成比



■ 売上高 (単位：百万円)



事業区分	第77期 (2023年12月期)		第78期 (2024年12月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
写真関連事業	53,032百万円	74.2%	64,835百万円	73.3%
監視 & F A 関連事業	9,786	13.7	12,313	13.9
モビリティ&ヘルスケア、その他事業	8,607	12.1	11,325	12.8
合計	71,426	100.0	88,475	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は59億56百万円（前期比12.4%増）であり、その主なものは、レンズ生産設備25億21百万円、量産金型9億71百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

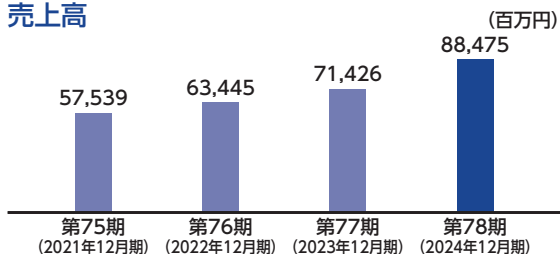
当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

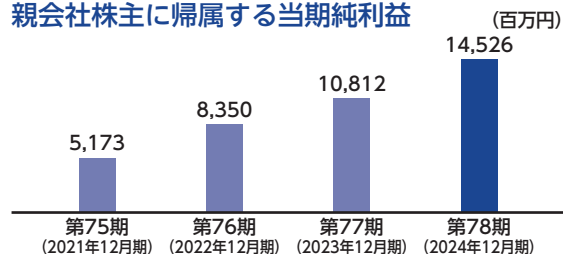
区 分	第75期 (2021年12月期)	第76期 (2022年12月期)	第77期 (2023年12月期)	第78期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	57,539	63,445	71,426	88,475
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,173	8,350	10,812	14,526
1株当たり当期純利益	124円07銭	200円01銭	258円56銭	351円60銭
総資産 (百万円)	67,065	75,556	87,062	102,184
純資産 (百万円)	52,536	60,574	70,732	82,333
1株当たり純資産額	1,259円96銭	1,449円62銭	1,690円78銭	1,997円51銭

(注) 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

売上高



親会社株主に帰属する当期純利益



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
TAMRON USA,INC. (アメリカ)	3,389 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の販売
TAMRON Europe GmbH. (ドイツ)	200 千EUR	100%	光学及び精密機械器具等の販売
TAMRON France EURL. (フランス)	1,139 千EUR	100% (100%)	光学及び精密機械器具等の販売
Tamron(Russia)LLC. (ロシア)	22,000 千RUB	100%	光学及び精密機械器具等の販売
TAMRON OPTICAL (VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム)	25,000 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の製造及び販売
TAMRON INDIA PRIVATE LIMITED (インド)	28,000 千INR	100% (0.4%)	光学及び精密機械器具等の販売
タムロン工業香港有限公司 (中国)	3,365 千HK\$	100%	光学及び精密機械器具等の販売及び仲介
タムロン光学佛山有限公司 (中国)	25,000 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の製造及び販売
タムロン光学上海有限公司 (中国)	1,050 千US\$	100%	光学及び精密機械器具等の販売

(注) 議決権比率の () 内の数字は間接所有比率 (内数) であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念「光を究め、感動と安心を創造し、心豊かな社会の実現に貢献します。」のもと、以下に掲げる中長期的な成長戦略により経営基盤を強化し、持続的な発展・成長を実現してまいります。

1. 既存事業のグローバル展開を加速させ、マーケティング力・商品企画力・営業力を強化し、米州/欧州市場の挽回を最優先に新興国市場の需要の取り込み、収益性の向上を図り、事業基盤を強化する。
2. 市場毎の顧客ニーズに応じた新製品をタイムリーに提供できるように、関係部門が連携し、全社一丸（チームタムロン）で開発体制を強化する。
3. 技術戦略「“撮る”から“測る”へ」を推進し、コア技術である光学技術を中心とし、要素技術開発と新たな技術領域での研究開発を、技術革新で創造していく。
4. DX推進会議を全社的に展開、ITを活用した業務改革を推進し、全社的に生産性向上を図る。
5. 地政学リスクへ対応するため、ベトナム新工場を含む世界3極生産体制・サプライチェーンを強化し、工場の自動化・省力化・省人化を推進する。
6. 新規事業の育成と創出を実現するため、社内推進体制の構築とともに、財務戦略に基づきM&A、アライアンス、オープンイノベーションを加速させ、戦略投資を積極化する。
7. 監督機能の強化と迅速な意思決定を図り、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築する。
8. 「環境ビジョン2050」に基づき、心豊かな社会を実現するため、持続可能な社会づくりに貢献していく。
9. DE&Iの推進、人的資本投資の拡充、健康経営の推進、エンゲージメント活動の拡充等を図り、社員が創造性を発揮できる「働きがいのある会社」を目指す。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	主要製品
写真関連事業	ミラーレスカメラ用交換レンズ 一眼レフカメラ用交換レンズ等
監視 & FA 関連事業	監視カメラ用レンズ FA/マシンビジョン用レンズ TV会議用レンズ カメラモジュール等
モビリティ&ヘルスケア、その他事業	車載カメラ用レンズ ビデオカメラ用レンズ デジタルカメラ用レンズ ドローン用レンズ 医療用レンズ 各種光学用デバイス部品等

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	埼玉県さいたま市見沼区
工場	青森工場 (弘前サイト：青森県弘前市、浪岡サイト：青森県青森市)
営業所	東京営業所 (埼玉県さいたま市見沼区)、大阪営業所 (大阪府大阪市)

② 子会社

名称	所在地
TAMRON USA, INC.	アメリカ ニューヨーク州
TAMRON Europe GmbH.	ドイツ ケルン市
TAMRON France EURL.	フランス ル・プレシベルヴィル市
Tamron (Russia) LLC.	ロシア モスクワ市
TAMRON OPTICAL (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
TAMRON INDIA PRIVATE LIMITED	インド ハリヤーナー州 グルガオン市
タムロン工業香港有限公司	中国 香港
タムロン光学仏山有限公司	中国 広東省仏山市
タムロン光学上海有限公司	中国 上海市

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
写真関連事業	3,736	(488)名	270名増	(223名増)
監視 & F A 関連事業	429	(88)名	86名減	(26名増)
モビリティ&ヘルスケア、その他事業	554	(140)名	25名増	(62名増)
全社 (共通)	101	(22)名	7名増	(8名増)
合計	4,820	(738)名	216名増	(319名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
935 (165)名	12名減 (49名増)	43.24歳	16.83年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	990百万円
三井住友信託銀行株式会社	653
株式会社青森銀行	300
株式会社三菱UFJ銀行	200
中国銀行股份有限公司	77

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 46,000,000株
- ③ 株主数 8,020名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ソニーグループ株式会社	6,259千株	14.99%
Suntera (Cayman) Limited as trustee of ECM Master Fund	4,385	10.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,856	9.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,720	6.51
株式会社埼玉りそな銀行	2,005	4.80
日本生命保険相互会社	1,340	3.20
株式会社アルゴグラフィックス	1,082	2.59
株式会社ナガワ	713	1.70
JPモルガン証券株式会社	690	1.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	520	1.24

- (注) 1. ソニーグループ株式会社の持株数6,259千株は、みずほ信託銀行株式会社へ委託した信託財産であります。信託約款上、議決権の行使並びに処分権については、ソニーグループ株式会社が指図権を留保しております。
2. 当社は、自己株式を4,251千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式 (449千株) 及び従業員持株会信託型ESOPが保有する当社株式 (81千株) は含めておりません。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4. 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこなっております。上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

当社は、2024年2月8日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式310,600株
取得価額の総額	1,999百万円
取得した期間	2024年2月9日から2024年3月22日まで

ロ. 自己株式の消却

当社は、2024年5月21日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式400,000株
自己株式消却額	949百万円
消却した日	2024年5月29日

ハ. 株式の分割

当社は、2024年2月8日開催の取締役会決議により、2024年7月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。これにより発行済株式の総数は、23,000,000株増加しております。

二. 自己株式の処分

当社は、2024年9月18日開催の取締役会決議により、当社の従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生拡大を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」を導入いたしました。これに伴い、2024年11月19日取締役会にて第三者割当により自己株式81,700株の処分を行うことを決議し、2024年12月10日付で三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者株式会社日本カストディ銀行（信託口））が当社普通株式を取得しております。

（2）新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桜庭省吾	管理本部及びコンプライアンス担当
常務取締役	張勝海	生産部門（青森工場、中国工場、ベトナム工場）、モールドテクノセンター及びリスクマネジメント担当
常務取締役	大谷真人	コンポーネント機器事業本部、特機事業本部、品質管理本部、光学開発センター、R&D技術センター及び情報マネジメント担当
常務取締役	岡安朋英	映像事業本部、調達統括本部、経営戦略本部及びCSR担当
取締役	佐藤勇一	
取締役	片桐春美	公認会計士（片桐春美公認会計士事務所 代表） 森トラストリート投資法人監督役員 日本アジア投資(株)社外取締役（監査等委員） 神奈川中央交通(株)社外取締役（監査等委員）
取締役	石井絵梨子	弁護士（新幸総合法律事務所 パートナー） (株)スマートドライブ社外取締役（監査等委員） カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員 (株)アルマード社外監査役 (株)Sun Asterisk社外取締役（監査等委員） いちごホテルリート投資法人執行役員 イーレックス(株)社外監査役
取締役	鈴木文雄	
取締役（常勤監査等委員）	山口貴裕	
取締役（常勤監査等委員）	平山隆志	
取締役（監査等委員）	奈良正哉	弁護士（鳥飼総合法律事務所 パートナー） 理想科学工業(株)社外監査役 (株)熊谷組社外取締役
取締役（監査等委員）	植田高志	マネジメントサポートコンサルティング(株)代表取締役

(注) 1. 当社は、2024年3月27日開催の第77期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役山口貴裕氏、常勤監査役平山隆志氏、監査役奈良正哉氏及び監査役植田高志氏は任期満了により退任し、各氏は監査等委員である取締役に就任しております。

2. 取締役佐藤勇一氏、取締役片桐春美氏、取締役石井絵梨子氏、取締役鈴木文雄氏、取締役（常勤監査等委員）平山隆志氏、取締役（監査等委員）奈良正哉氏及び取締役（監査等委員）植田高志氏は社外取締役であります。
3. 取締役（常勤監査等委員）平山隆志氏は、金融機関における豊富な業務経験、他社の監査役としての経験並びに監査部門における経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）奈良正哉氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）植田高志氏は、金融機関における豊富な業務経験と企業経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山口貴裕氏及び平山隆志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は、取締役佐藤勇一氏、取締役片桐春美氏、取締役石井絵梨子氏、取締役鈴木文雄氏、取締役（常勤監査等委員）平山隆志氏、取締役（監査等委員）奈良正哉氏及び取締役（監査等委員）植田高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が保険期間中に株主・投資家・その他第三者から損害賠償を提起された場合において損害賠償金・訴訟費用を負担することにより被る損害が填補されることとなります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年11月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

≪取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針≫

【基本方針】

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績連動報酬である単年度業績等に応じた金銭報酬の「短期インセンティブ報酬」及び業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」で構成し、インセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応の割合とすると共に、業績連動型株式報酬の「中長期インセンティブ報酬」は、業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を更に高めることを基本方針とする。

監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことを基本方針とする。

【金銭報酬等の額又はその算定決定の決定方針】

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、各人の役位や貢献度、業界あるいは同規模の他企業の水準等を勘案して決定するものとする。

【業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数又は算定方法の決定方針】

短期インセンティブ報酬は、株主総会にて決議された基本報酬を含む報酬限度額の範囲において、単年度の連結業績や個人別の定性評価等を勘案して各人別に決定し、12等分し支給するものとする。

中長期インセンティブ報酬は、業績連動型株式報酬とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、当社が金銭を拠出する信託を通じ、取締役会が定める株式交付規程に従って役位及び業績等に応じて当社株式を交付するものとする。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、信託期間中の毎事業年度における一定の時期とし、取締役退任時までの譲渡制限を付すものとする。単年度業績評価として、期初に公表する業績予想の連結売上高、連結営業利益に対する達成度での評価のほか、担当部門の業績や取締役ごとに設定した課題の定性評価を行う。また中期業績評価として、中期経営計画の最終年度における連結売上高、連結営業利益、そしてROE、TSR、ESG要素に対する達成度での評価も行うものとする。概要は以下のとおり。

（単年度業績評価）

評価項目	評価指標	評価ウエイト					
		社長		事業担当取締役		事業担当以外の取締役	
全社業績	連結売上高	20%	70%	10%	70%	15%	70%
	連結営業利益	50%		25%		30%	
担当部門業績	業績評価	—		35%		25%	
個人考課	個人別に設定した戦略目標評価	30%					

(中期業績評価)

評価項目	評価指標	評価ウエイト
		全取締役
全社業績	連結売上高	20%
	連結営業利益	30%
企業価値	ROE	10%
	TSR	30%
	ESG	10%

【取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針】

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬(金銭報酬)：短期インセンティブ報酬(金銭報酬)：中長期インセンティブ報酬(株式報酬)＝約60%：約20%：約20%とする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、社外取締役を委員長とする報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役による協議の上、決定する。

【取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由】

任意に設置している報酬委員会では、取締役の個人別報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認した上で、答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	355	212	62	80	8
（うち社外取締役）	(37)	(37)	(-)	(-)	(4)
取締役（監査等委員）	37	37	-	-	4
（うち社外取締役）	(25)	(25)	(-)	(-)	(3)
監査役	11	11	-	-	4
（うち社外監査役）	(7)	(7)	(-)	(-)	(3)
合 計	404	261	62	80	12
（うち社外役員）	(70)	(70)	(-)	(-)	(7)

- (注) 1. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 報酬等の額には、当事業年度にかかる役員向け株式交付信託としての株式報酬費用計上額80百万円が含まれております。
3. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその選定の理由は、以下のとおりであります。
- ・単年度業績評価：全社連結売上高、全社連結営業利益、担当部門業績評価及び個人別に設定した戦略目標評価を指標とし、単年度の業績向上に対する意識を高めるためであります。
 - ・中期業績評価：全社連結売上高、全社連結営業利益、ROE、TSR及びESGを指標とし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためであります。
4. 単年度業績評価の評価指標に関する実績については、当事業年度に係る連結売上高の目標は755億円、実績は884億円であり、連結営業利益の目標は143億円、実績は192億円であります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、上記表の「非金銭報酬等」の欄には、当事業年度に係る株式報酬として費用計上した額を記載しております。
6. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2024年3月27日開催の第77期定時株主総会において、金銭報酬額は年額550百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（内、社外取締役4名）であります。また、2024年3月27日開催の第77期定時株主総会において、これとは別枠で信託を用いた株式報酬額として、信託期間である3年毎に、金額の上限は450百万円、ポイント数の上限は480,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（内、社外取締役4名）、本制度の対象となる取締役は4名であります。
7. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年3月27日開催の第77期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（内、社外取締役3名）であります。また、監査役の報酬等の額は、同株主総会の終結の時をもって退任した監査役4名の在任中の報酬等の額であります。この4名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役をそれぞれ退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数については、それぞれの在任期間に区分して記載しております。なお、合計欄は実際の支給人数を記載しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役片桐春美氏は、片桐春美公認会計士事務所の代表、森トラストリート投資法人監督役員、日本アジア投資株式会社社外取締役（監査等委員）及び神奈川中央交通株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役石井絵梨子氏は、新幸総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社スマートドライブ社外取締役（監査等委員）、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員、株式会社アルマード社外監査役、株式会社Sun Asterisk社外取締役（監査等委員）、いちごホテルリート投資法人執行役員及びイーレックス株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）奈良正哉氏は、鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士、理想科学工業株式会社社外監査役及び株式会社熊谷組社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）植田高志氏は、マネジメントサポートコンサルティング株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	佐 藤 勇 一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。特に研究開発等に関して、国立大学法人埼玉大学理事・副学長等の豊富な経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役	片 桐 春 美	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。特に財務・会計等に関して、公認会計士としての専門的な知識・経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役	石 井 絵 梨 子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。特に企業法務全般やM&A等に関して、弁護士としての専門的な知識・経験と、他社の取締役及び監査役としての知識・経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役	鈴 木 文 雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。特に豊富な企業経営の経験、医療業界における幅広い知見から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 山 隆 志	2024年3月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な業務経験と、他社の監査役並びに監査部門における知識・経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	奈 良 正 哉	2024年3月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験と、他社の取締役及び監査役としての知識・経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	植 田 高 志	2024年3月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な業務経験と、企業経営者としての知識・経験から、適宜発言を行うなど、適切に役割を果たしております。

(注) 監査等委員会設置会社移行前の期間において、平山隆志氏、奈良正哉氏及び植田高志氏は、当社の社外監査役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会4回の全てに出席し、また、当該期間開催の監査役会6回の全てに出席し、各々専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人和宏事務所

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【内部統制システム整備に関する基本方針について】

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関し、取締役会において以下のとおり決議を行い、体制の強化を図っております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会及び取締役は、職務の執行にあたり、「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」を遵守し、当社及び当社子会社（以下「タムロングループ各社」といい、当社と総称して「タムロングループ」という。）における企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ②取締役会は、コンプライアンス推進のための基本事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長に任命する。
 - ③取締役会は、コンプライアンス担当取締役を任命し、タムロングループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、解決を行う。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、その他の重要な情報を、「文書管理規程」に従い保存、管理する。
 - ②取締役会は、その職務の執行に係る文書及びその他重要な情報の保存及び管理につき、管理本部担当取締役を全社的な統括を行う責任者に任命する。
 - ③「文書管理規程」の改廃は、「規程類管理規程」に基づき監査等委員会の合議を経て、取締役会において決議を行う。
 - ④取締役の職務の執行に係る情報のうち、当社における「主要会議」の資料及び議事録は、「文書管理規程」に基づき、「主要会議」の事務局を担当する部門がその保存及び管理を行い、閲覧可能な状態を維持する。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①取締役は、タムロングループが、短期・中期・長期にわたるリスクを防止又は計画的に軽減する等の対策を実施するリスクマネジメントを通じて、企業の安定した成長に資することを目的として「リスクマネジメント規程」を制定し、リスクマネジメント推進のための基本事項・方針の決定、審議を行う「リスクマネジメント委員会」を設置する。
 - ②タムロングループにおけるリスクの抽出、発生時の損害又は影響が大きいリスクに対する予防又は軽減対策等を検討する「リスクマネジメント検討委員会」を「リスクマネジメント委員会」の下位組織として設置する。

-
- ③取締役は、「緊急事態対応規程」並びに「事業継続基本計画書」を定め、事業の継続・早期復旧のための体制を確保する。リスクマネジメント担当取締役は、これらを横断的に推進し、管理する。
 - ④個人情報の保護については「個人情報管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」、営業秘密情報の取扱いについては「営業秘密管理規程」、情報資産の保護については「情報セキュリティ規程」をそれぞれその下部規程類を含めて整備し、周知、徹底を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役は、「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」の下に、取締役及び使用人が共有する全社的な目標である「年度経営計画」及び「中期経営方針」を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限配分を含めた効率的な達成の方法を定める。
 - ②「職務分掌規程」及び「職務権限規程」により、適切な職務の分掌と権限を定め、迅速な業務決定及び対応を実践する。
 - ③ITシステムを強化し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①使用人に対し、「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」をタムロングループにおける企業活動の前提とすることを徹底させる。
 - ②コンプライアンスの強化を目的として、「コンプライアンス委員会」の下位に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、月に一度の開催を通じて社内の法令遵守意識向上を目的とする教育等を行う。
 - ③内部監査室は、必要によりコンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス委員会と連携の上、各種規程類及びコンプライアンスに関する監査を行い、監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告する。
 - ④「内部通報制度規程」に基づいて設置した、内部監査室のほか外部委託先（弁護士）を窓口とするホットラインにより、法令上疑義のある行為等につき使用人が直接情報提供を行う手段を確保する。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 取締役及びタムロングループ各社の社長は、当社の「経営理念」「経営ビジョン」「私たちの姿勢」及び「行動規範」を業務執行の前提とすることを徹底し、次に掲げる体制を整備する。

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
タムロングループ各社に対し、「関係会社管理規程」及び「関係会社職務権限明細表」に則り、事項に応じて当社へ報告すること、又は当社の取締役会へ付議することなどを義務付け、当社がタムロングループ各社の業務の執行が適正に行われるよう統括する。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営戦略本部は、タムロングループの経営及びコンプライアンスに関する問題の提示から解決を通じ、タムロングループ各社の管理及び監督を行う。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及びタムロングループ各社の社長は、四半期毎に予算と実績に係る報告をする会議（以下「業績検討会」という。）に参加し、業務の執行における情報の共有化を図る。また、取締役は、「業績検討会」において、直接にタムロングループ各社への指示及び要請を行う。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社の「コンプライアンス規程」を準用し、タムロングループ各社にコンプライアンス推進担当者を配置して、使用人を対象にした教育等のコンプライアンス活動を実施する。
 - ②当社の監査等委員会はタムロングループ各社から報告を受け、内部監査室は、「業績検討会」に出席し、業務の執行の適正を監視する。また、監査等委員会及び内部監査室は、タムロングループ各社に対する往査又は内部監査を実施する。
 - ③当社の内部監査室のほか外部委託先（弁護士）による内部通報窓口は、タムロングループ各社からの通報にも対応する体制とする。
- (7) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項
取締役会は、監査等委員会の監査職務を円滑に遂行するために必要な使用人を配置する。
- (8) 前号の使用人について取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会の指揮命令に従って行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されない体制を確保する。
 - ②当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等は、監査等委員会の同意を得る。

(9) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、タムロングループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、速やかに監査等委員会へ報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社の監査等委員会は、内部監査室に対し、原則として月に一度又は必要に応じ適宜、タムロングループに対する内部監査の実施状況及び「内部通報制度規程」に基づいた通報内容について、報告を求めることができる。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号に基づき通報した者が、不利益な取扱いを受けないよう「内部通報制度規程」を明記し、徹底する。

(11) 当社の監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会が、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ連携し、実効的な監査ができる体制を確保する。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備

反社会的勢力との関係断絶について「行動規範」に掲げ、タムロングループ内での周知、徹底を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記に掲げた内部統制システム整備に関する基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

しかしながら、2023年度に前代表取締役等による会社経費の不正支出が発覚しましたため、特別調査委員会による提言等を踏まえて再発防止策を策定し、ガバナンス検討委員会を中心として、再発防止、ガバナンス改善に向けた取り組みを進めてまいりました。

(1) 内部統制システム全般

タムロングループの内部統制システム全般の整備・運用状況については当社の内部監査室が問題の早期発見のため継続的にモニタリングを実施し、改善・強化を進めております。

(2) リスク

リスクマネジメント担当取締役を選任し、「リスクマネジメント委員会」及びその下位組織である「リスクマネジメント検討委員会」を新たに設置し、タムロングループにおけるリスクの横断的管理の強化に努めております。

(3) コンプライアンス

「コンプライアンス委員会」を定期的に開催してコンプライアンス推進のための基本事項を審議すると共に、「コンプライアンス推進委員会」を毎月開催して社内の法令遵守意識の向上を目的とする教育等を行っております。また、当社は内部監査室のほか外部委託先（弁護士）による内部通報窓口を設置しており、タムロングループ各社にも開放することで、タムロングループ全体のコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(4) 子会社管理

子会社の経営管理については「関係会社管理規程」及び「関係会社職務権限明細表」を定め適切に運用し、経営戦略本部が子会社各社の経営管理体制を整備・統括しております。

(5) 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、内部監査室と毎月監査連絡会を開催するとともに、会計監査人・内部監査室による三様監査情報交換連絡会を定期的に開催しております。また、業務執行に関する重要文書の閲覧等も行っており、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めるところ等により監査の実効性の向上を図っております。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、株主還元方針変更を決議いたしました。

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元の充実と、自己株式取得を含めた資本政策の機動性向上を通じて、当社の企業価値の一層の向上を図ることを目的としております。

(2) 変更の内容

変更前	長期的視野での経営体質強化及び新事業展開等を図るための研究開発や設備投資等を勘案するとともに、業績に応じた利益分配に努め、配当性向40%程度の継続的な配当を行ってまいります。 なお、株主の皆様への安定した利益配分の継続を重視し、1株当たり年間配当金の下限を50円としております。 また、配当に加えて一層の株主還元の充実を図るため、総還元性向60%程度を目安に機動的な自己株式取得を行ってまいります。
変更後	長期的視野での経営体質強化及び新事業展開等を図るための研究開発や設備投資等を勘案するとともに、業績に応じた利益分配に努め、配当性向40%程度の継続的な配当を行ってまいります。 なお、株主の皆様への安定した利益配分の継続を重視し、1株当たり年間配当金の下限を80円としております。 また、配当に加えて一層の株主還元の充実を図るため、総還元性向60%程度を目安に機動的な自己株式取得を行ってまいります。

(3) 変更の時期

2025年12月期より適用いたします。

(注) 当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、株式の流動性を高めるとともに投資家層の拡大を図ることを目的として1株につき4株の割合をもって株式分割することを決議いたしました。株式分割効力発生日（2025年7月1日）の後は、1株当たり年間配当金の下限は20円となります。

(注) 1.当社は2024年3月27日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度期初から移行直前までにおける内部統制システムの運用状況の概要においては、上記「監査等委員」及び「監査等委員会」は、「監査役」又は「監査役会」となります。

2.本事業報告に記載の金額、株式数及び当該持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて、また、割合及び1株当たりの数値は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	72,310	流 動 負 債	16,607
現金及び預金	38,384	買掛金	4,553
受取手形及び売掛金	14,178	短期借入金	1,852
電子記録債権	2,153	未払費用	3,539
製 品	9,041	未払法人税等	2,872
仕 掛 品	4,511	そ の 他	3,789
原材料及び貯蔵品	2,371	固 定 負 債	3,243
そ の 他	1,723	長期借入金	369
貸倒引当金	△52	繰延税金負債	1,252
固 定 資 産	29,873	株式給付引当金	303
有 形 固 定 資 産	19,152	退職給付に係る負債	430
建物及び構築物	7,805	そ の 他	887
機械装置及び運搬具	5,581	負 債 合 計	19,850
工具、器具及び備品	2,897	純 資 産 の 部	
土 地	1,307	株 主 資 本	70,778
建設仮勘定	1,561	資 本 金	6,923
無 形 固 定 資 産	1,300	資 本 剰 余 金	7,689
投資その他の資産	9,420	利 益 剰 余 金	62,121
投資有価証券	6,699	自 己 株 式	△5,955
繰延税金資産	457	その他の包括利益累計額	11,555
そ の 他	2,266	その他有価証券評価差額金	2,198
貸倒引当金	△3	為替換算調整勘定	9,019
資 産 合 計	102,184	退職給付に係る調整累計額	337
		純 資 産 合 計	82,333
		負 債 純 資 産 合 計	102,184

連結損益計算書 (2024年 1月 1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		88,475
売 上 原 価		49,088
売 上 総 利 益		39,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,184
営 業 利 益		19,201
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	99	
受 取 配 当 金	130	
受 取 賃 貸 料	15	
補 助 金 収 入	55	
そ の 他	287	588
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74	
為 替 差 損	158	
固 定 資 産 除 却 損	200	
そ の 他	53	486
経 常 利 益		19,304
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		19,304
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,732	
法 人 税 等 調 整 額	45	4,777
当 期 純 利 益		14,526
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		14,526

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年1月1日残高	6,923	7,432	52,845	△4,653	62,547
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,312		△4,312
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,526		14,526
自己株式の取得				△2,354	△2,354
自己株式の処分		268		103	372
自己株式の消却		△11	△937	949	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	256	9,276	△1,302	8,230
2024年12月31日残高	6,923	7,689	62,121	△5,955	70,778

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2024年1月1日残高	1,457	6,464	262	8,185	70,732
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△4,312
親会社株主に帰属する 当期純利益					14,526
自己株式の取得					△2,354
自己株式の処分					372
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	741	2,555	74	3,370	3,370
連結会計年度中の変動額合計	741	2,555	74	3,370	11,600
2024年12月31日残高	2,198	9,019	337	11,555	82,333

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	51,738	流 動 負 債	10,235
現金及び預金	28,416	買掛金	2,529
受取手形	0	短期借入金	1,790
電子記録債権	2,153	未払金	70
売掛金	11,672	未払費用	2,134
製品	4,256	未払法人税等	2,402
仕掛品	1,995	前受金	503
原材料及び貯蔵品	1,061	預り金	544
未着品	171	その他	258
前払費用	185	固 定 負 債	1,605
1年内回収予定の関係	219	長期借入金	353
会社長期貸付金		株式給付引当金	303
未収入金	1,408	退職給付引当金	846
その他	213	その他	102
貸倒引当金	△15	負 債 合 計	11,840
固 定 資 産	21,748	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	7,635	株 主 資 本	59,890
建物	2,798	資 本 金	6,923
構築物	74	資 本 剰 余 金	7,689
機械及び装置	1,568	資 本 準 備 金	7,432
車両運搬具	8	その他資本剰余金	256
工具、器具及び備品	1,092	自己株式処分差益	256
土地	1,027	利 益 剰 余 金	51,233
建設仮勘定	1,067	利 益 準 備 金	167
無 形 固 定 資 産	406	その他利益剰余金	51,066
電話加入権	9	圧縮記帳積立金	56
ソフトウェア	271	別 途 積 立 金	9,300
ソフトウェア仮勘定	125	繰越利益剰余金	41,709
投資その他の資産	13,706	自 己 株 式	△5,955
投資有価証券	6,684	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,756
関係会社株式	618	その他有価証券評価差額金	1,756
関係会社出資金	4,220	純 資 産 合 計	61,646
関係会社長期貸付金	792	負 債 純 資 産 合 計	73,487
長期前払費用	123		
繰延税金資産	139		
その他	1,129		
貸倒引当金	△3		
資 産 合 計	73,487		

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	79,932
売 上 原 価	52,849
売 上 総 利 益	27,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,755
営 業 利 益	14,327
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,032
そ の 他	71
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	52
為 替 差 損	249
固 定 資 産 除 却 損	151
そ の 他	5
経 常 利 益	16,973
税 引 前 当 期 純 利 益	16,973
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,820
法 人 税 等 調 整 額	△352
当 期 純 利 益	13,505

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2024年1月1日残高	6,923	7,432	-	7,432	167	59	9,300	33,451	42,977
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△2		2	-
剰余金の配当								△4,312	△4,312
当期純利益								13,505	13,505
自己株式の取得									
自己株式の処分			268	268					
自己株式の消却			△11	△11				△937	△937
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	256	256	-	△2	-	8,257	8,255
2024年12月31日残高	6,923	7,432	256	7,689	167	56	9,300	41,709	51,233

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年1月1日残高	△4,653	52,680	930	930	53,610
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△4,312			△4,312
当期純利益		13,505			13,505
自己株式の取得	△2,354	△2,354			△2,354
自己株式の処分	103	372			372
自己株式の消却	949	-			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			825	825	825
事業年度中の変動額合計	△1,302	7,209	825	825	8,035
2024年12月31日残高	△5,955	59,890	1,756	1,756	61,646

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社タムロン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タムロンの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムロン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社タムロン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タムロンの2024年1月1日から2024年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2024年1月1日から2024年12月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からのその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、2023年度に発覚いたしました前代表取締役社長等による会社経費の不正支出に関しまして、特別調査委員会による提言等を踏まえ再発防止策を策定し、再発防止、ガバナンス改善に向けた取組みが行われていることを確認しており、進捗状況は適時に開示してきたことが認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社タムロン 監査等委員会

常勤監査等委員 山 口 貴 裕 ㊞

常勤監査等委員 平 山 隆 志 ㊞

監 査 等 委 員 奈 良 正 哉 ㊞

監 査 等 委 員 植 田 高 志 ㊞

(注)監査等委員の平山隆志、奈良正哉及び植田高志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

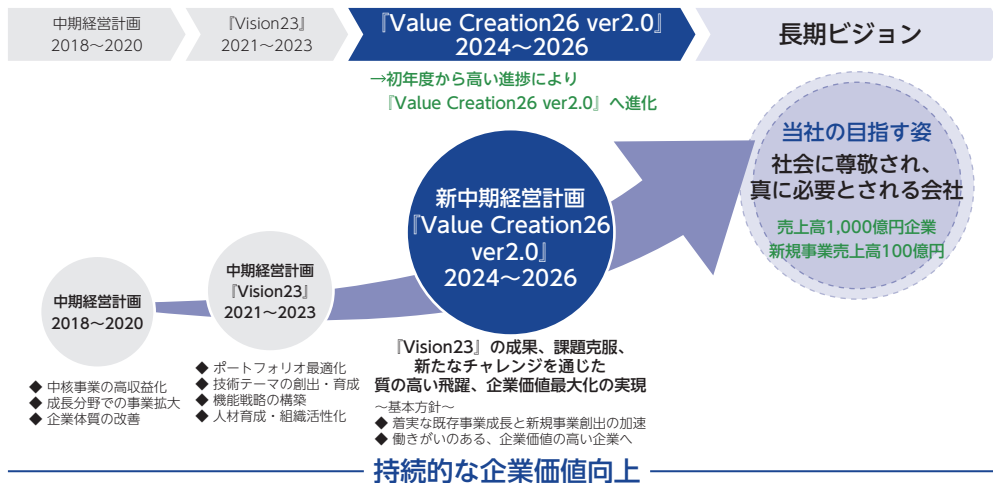
以 上

トピックス

中期戦略 Value Creation26 ver2.0

『Value Creation26 ver2.0』への進化

2024年度より始動した中期経営計画『Value Creation26』は、初年度から高い進捗となり、全ての目標を大幅に達成しました。そのため、目標値を大幅修正した『Value Creation26 ver2.0』へと進化させ、長期ビジョンとして、新たに「売上高1,000億円企業」、「新規事業売上高100億円」という目標を掲げています。既存事業での高収益体制は維持しつつも、将来を見据えて研究開発等の成果を事業化へと結び付けていくべく、新たなチャレンジを通じて、質の高い飛躍、企業価値最大化の実現を図ってまいります。



新工場稼働 ベトナム・ビンフック工場

ベトナム・ビンフック工場が2025年1月から本格稼働開始

中長期的な事業拡大と地政学リスクへの対応、安定供給体制やコスト対応力強化のため、ベトナム第二の工場となる「ビンフック工場」（ベトナム・ビンフック省）を2023年に着工し、2024年に建設が完了しました。本工場の主な生産製品はミラーレスカメラ用交換レンズ、一眼レフカメラ用交換レンズ、車載カメラ用レンズ、監視カメラ用レンズなどで、2026年に量産体制を確立、2028年にはフル稼働を予定しています。当社は日本、中国、ベトナムでの世界3極生産体制を敷いており、ベトナムを強化することで生産能力の増強、アロケーションの適正化及び柔軟性向上を一層図ります。



ビンフック工場外観

詳細情報はこちら

中期戦略

https://www.tamron.com/jp/ir/management/management_02.html



新工場稼働

https://www.tamron.com/jp/ir/upload_file/tdnrelease/7740_20230125593373_P01_.pdf



株主還元 自己株式の取得・株式分割

自己株式の取得

株主還元の充実、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を目的に、2025年2月10日～2025年5月30日にかけて、東京証券取引所における市場買付けにより40億円（1,000,000株）を上限に自己株式の取得を行います。

(1)取得する株式の種類	当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数	1,000,000株 （上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.40% ）
(3)取得価額の総額	40億円 （上限）
(4)取得期間	2025年2月10日～2025年5月30日
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付け

株式分割

当社株式の投資単位を引き下げることで、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的に、2025年6月30日を基準日として、普通株式を1株につき4株の割合をもって株式分割を行います。

(1)分割の方法	2025年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、 1株につき4株の割合 をもって分割	
(2)分割の日程	基準日公告日	2025年6月13日（予定）
	基準日	2025年6月30日（予定）
	効力発生日	2025年7月1日（予定）

新製品情報 キヤノンRFマウント用発売

タムロン初の「キヤノンRFマウント」用となる、小型軽量の大口径F2.8超広角ズームレンズ「11-20mm F/2.8 Di III-A RXD (Model B060)」を2024年12月に発売

Model B060は、超広角11mmから20mmをカバーする、大口径F2.8通しのズームレンズです。大口径超広角ズームレンズとしては小型軽量設計で、コンパクトなAPS-Cサイズミラーレス一眼カメラボディとのバランスもよく、普段使いとして最適です。



詳細情報は

株主還元

<https://www.tamron.com/jp/ir/index.html>



新製品情報

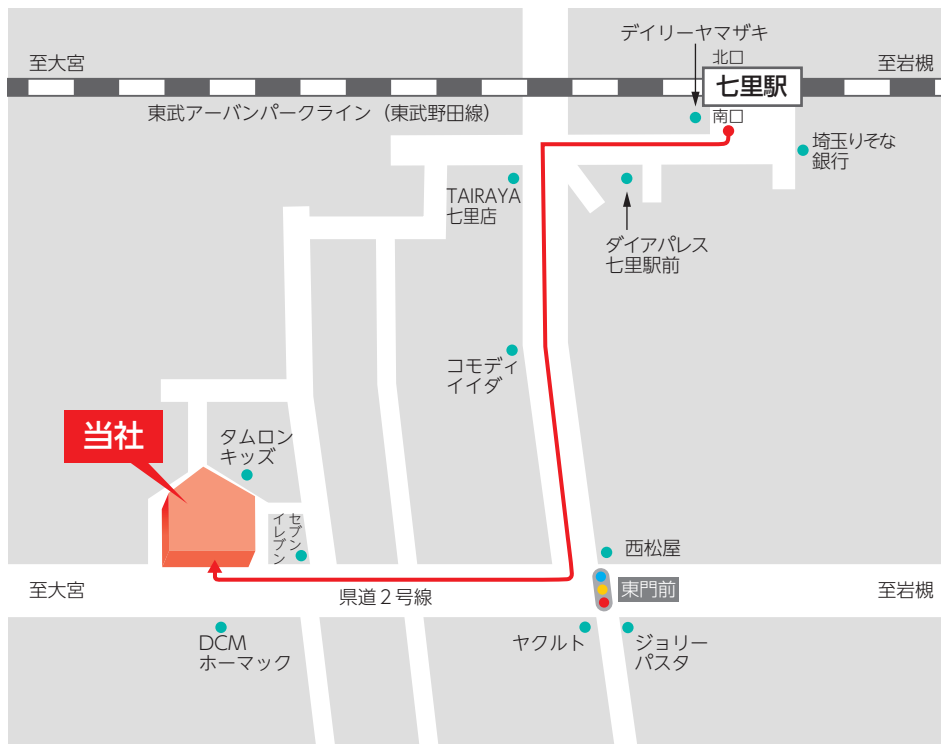
<https://www.tamron.com/jp/consumer/>



株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
株式会社タムロン本社 新館5階
電話 048 (684) 9111 (代表)



交通 東武アーバンパークライン「七里駅」下車 南口より徒歩約15分

お知らせ

※ ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。